

出席議員(19名)

1番	広 沢 真 君	2番	有 賀 光 子 君
3番	水 戸 義 裕 君	4番	森 淑 子 君
5番	大 坂 三 男 君	7番	白 内 恵美子 君
8番	百 々 喜 明 君	9番	佐 藤 輝 雄 君
10番	我 妻 弘 国 君	11番	太 田 研 光 君
12番	小 丸 淳 君	13番	星 吉 郎 君
14番	水 戸 和 雄 君	15番	加 藤 克 明 君
17番	杉 本 五 郎 君	19番	大 沼 喜 昭 君
20番	大 沼 惇 義 君	21番	加 茂 紀代子 君
22番	伊 藤 一 男 君		

欠席議員(1名)

18番	加 茂 力 男 君
-----	-----------

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
助 役	小 泉 清 一 君
総 務 課 長	平 間 春 雄 君
企 画 財 政 課 長	村 上 正 広 君
ま ち づ くり 推 進 課 長	菅 野 敏 明 君
税 務 課 長	手 代 木 文 夫 君
町 民 環 境 課 長	大 宮 正 博 君
健 康 福 祉 課 長	平 間 洋 平 君
子 ども 家 庭 課 長 地 域 産 業 振 興 課 長 併	小 池 洋 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 久 保 政 一 君

都市建設課長	佐藤輝夫	君
上下水道課長	佐藤松雄	君
会計課長	薊千代	君
槻木事務所長	平間信一	君
財政再建対策監	加藤嘉昭	君
介護保険専門監	加藤敏郎	君
子育て支援専門監	松崎秀男	君
産業活性化専門監	加藤善憲	君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男	君
教育総務課長	小林功	君
生涯学習課長	笠松洋二	君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松崎守
主 幹	相原光男

議 事 日 程 (第8号)

平成19年3月16日(金曜日) 午前10時 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 18号 平成19年度柴田町一般会計予算
 - 議案第 19号 平成19年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算
 - 議案第 20号 平成19年度柴田町老人保健特別会計予算
 - 議案第 21号 平成19年度柴田町公共下水道事業特別会計予算
 - 議案第 22号 平成19年度柴田町介護保険特別会計予算
 - 議案第 23号 平成19年度柴田町水道事業会計予算
- 第 3 議案第 24号 平成18年度柴田町一般会計補正予算
- 第 4 議案第 25号 平成18年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 5 議案第 26号 平成18年度柴田町介護保険特別会計補正予算
- 第 6 議発第 1号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条

例

- 第 7 意見書案第 1 号 日豪 E P A (経済連携協定) 交渉に関する意見書
 - 第 8 意見書案第 2 号 療養病床の廃止・削減計画の中止を求める意見書
 - 第 9 意見書案第 3 号 リハビリテーション日数制限の撤廃を求める意見書
 - 第 10 意見書案第 4 号 北朝鮮拉致事件に関する特定失踪者の真相究明を求める意見書
 - 第 11 決議案第 1 号 議員定数報酬等調査特別委員会の設置に関する決議
 - 第 12 平成 18 年第 3 回定例会時設置 財政再建調査特別委員会調査報告
 - 第 13 平成 18 年第 4 回定例会時 文教厚生常任委員会付託
 - 請願第 1 号 障害者自立支援法に関する請願
 - 第 14 陳情第 1 号 後期高齢者医療制度の創設に当たり高齢者の確実な医療保障を求め
ることに関する陳情
 - 陳情第 2 号 消費税率引き上げに反対する意見書の提出を求める陳情
 - 陳情第 3 号 「安心・安全」な公共サービスの確立と充実を求める陳情
 - 陳情第 4 号 国の療養病床の廃止・削減計画の中止の意見書採択等を求める陳情
 - 陳情第 5 号 リハビリテーション日数制限の撤廃を求める陳情
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（伊藤一男君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告が18番加茂力男君からありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において4番森 淑子さん、5番大坂三男君を指名いたします。

日程第2 議案第18号 平成19年度柴田町一般会計予算

議案第19号 平成19年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算

議案第20号 平成19年度柴田町老人保健特別会計予算

議案第21号 平成19年度柴田町公共下水道事業特別会計予算

議案第22号 平成19年度柴田町介護保険特別会計予算

議案第23号 平成19年度柴田町水道事業会計予算

○議長（伊藤一男君） 日程第2、議案第18号平成19年度柴田町一般会計予算、議案第19号平成19年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算、議案第20号平成19年度柴田町老人保健特別会計予算、議案第21号平成19年度柴田町公共下水道事業特別会計予算、議案第22号平成19年度柴田町介護保険特別会計予算、議案第23号平成19年度柴田町水道事業会計予算、以上6カ件を一括議題といたします。

議案第18号から議案第23号まで予算審査特別委員会に審査を付託しておりますので、委員長から審査結果の報告を求めます。委員長 星 吉郎君の登壇を許します。

〔予算審査特別委員長 登壇〕

○予算審査特別委員長（星 吉郎君） 13番星 吉郎君です。予算審査特別委員会委員長の報告をいたします。

去る3月12日、本議会において予算審査特別委員会に審査を付託されました議案第18号平成19年度一般会計予算、議案第19号平成19年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算、議案第20号平成19年度柴田町老人保健特別会計予算、議案第21号平成19年度柴田町公共下水道事業特別会計予算、議案第22号平成19年度柴田町介護保険特別会計予算、議案第23号平成19年度柴田町水道事業会計予算の6カ件については、3月12日、特別委員会を招集し、13日から15日の3日間にわたり関係担当者の説明を聴取して慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第18号から議案第23号までの平成19年度柴田町各種会計予算6カ件は、いずれもこれを原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、少数意見の留保はございませんでした。

以上、報告いたします。予算審査特別委員会、委員長、星 吉郎。

○議長（伊藤一男君） これより委員長報告に対する質疑に入りますが、議会運営に関する基準により省略いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず、原案反対の方から。1番広沢 真君。

○1番（広沢 真君） 1番広沢 真です。私は、平成19年度一般会計予算案と国民健康保険特別会計予算案について、反対の立場で討論に参加いたします。

ことしもまた町民に負担増が押し寄せています。定率減税の廃止によって昨年と比べても税金が2倍以上になる方もいます。柴田町では、これにプラスして財政再建プランの負担増分がかかってきます。これらの現象の最大の特徴は、収入の低い人ほど負担割合が多くなるということです。景気が回復ということがマスコミで報道されるようにはなってきましたが、大企業の利益が上がったにもかかわらず町民の生活実感は景気回復とはほど遠いものであります。そんな状態での負担増は町民の家計に重大な打撃を与えます。町の努力には限界もあり、国の地方政策の視点が変わらない限り大きな改善はあり得ないのは当然の前提であります。しかし、今回の一般会計予算には、かつてのばらまき農政のなごりの負担金などがまだ多く計上され、財政の硬直化の要因にもなっています。さらには、財政難の状態にありながらも公共性に欠ける1億円を超える仙台大学への寄附も計上されています。町民の立場に立つならば納得できるものではありません。

また、国民健康保険特別会計は本議会でもまた3万円の基礎課税額の引き上げが行われ、18

年度まで3年連続引き上げられてきた国民健康保険税の負担増と合わせて国保加入者には、さらなる打撃になっています。この1年間での窓口負担の減免制度など軽減のための制度の拡充、資格証明書を発行しないできている努力、徴税担当者の努力は大いに評価されるべきものです。しかし、収入がふえていないのに負担増になっていることは低所得者が多数を占める国民健康保険にとっては重大なものです。国民健康保険法には、最近よく言われるような相互扶助制度ではなく社会保障と国民保健の向上に寄与するという社会保障制度としての理念が盛り込まれています。国民の間での格差が大きく問題になる中で国民健康保険制度が命と健康を守る砦になっています。国庫負担をふやす方針転換を求める声を町として声を大にしていくと同時に今後とも努力を求めたいと思います。

平成19年度の予算編成に当たって職員の皆さんが乾いたタオルをさらに絞るような作業を行い、文字どおりみずからの身を削る努力を行っている、それでもなお厳しい目と批判にさらされるという理不尽があるということは十二分に理解していますが、町民の利益を守る、その立場から一般会計予算案と国民健康保険特別会計予算案に反対の立場を表明いたします。

○議長（伊藤一男君） 次に原案賛成の方の発言を許します。5番大坂三男君。

○5番（大坂三男君） 私は、議案第18号平成19年度柴田町一般会計予算及び第19号柴田町国民健康保険事業特別会計予算の2案について、原案に賛成の立場で意見を述べます。

まず、一般会計予算ですが、歳入面においては三位一体改革による税源移譲の影響、地方交付税の増高、国県の補助金や支出金などの動向等不確定要素のある中で、一部住民への負担増などをお願いしながらも、新たな起債、債務負担行為などの借金を最低限に抑えつつ、96億9,139万3,000円、対前年度当初予算比1.6%減にとどまる予算額が計上されております。

一方、歳出面においては財政再建と各種の新規事業への取り組みが大きな柱となっております。経費削減策では前年度予算額から経常経費の5%削減を基本としたものとなっております。さらに人件費等の義務的経費や投資的経費の抑制にまで踏み込み、聖域なき財政再建策が講じられております。新規事業の主なものとして滞納整理システムの導入、健康づくり事業、もったいない運動などのほか、船岡保育所完成に伴う保育事業の拡大、東船岡放課後児童クラブの新設、槻木放課後児童クラブでの延長保育の試行など子育て支援事業の拡充も見られます。また、まちづくり交付金事業による都市計画道路新栄通線や周辺地域の整備事業も計画されており、限られた予算の中で精いっぱい努力がうかがえるものとなっております。

実質公債費比率が21.5%と県内市町村でワースト2になるほど悪化している柴田町の財政状態の中で今回の予算案は町民の各種要望にこたえるべく最大限努力しながら健全な町財政を確

立することを旨とした予算になっていると評価いたします。

次に議案第19号平成19年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算についてですが、提案されました平成19年度国保特別会計予算は前年度の事業費の伸びと被保険者数の動向を踏まえ前年比17.5%の伸びを見込み、総額34億7,536万7,000円が計上されております。歳入につきましては、昨年税率改正を行い、応能応益の標準化により7割・5割・2割軽減世帯への税負担の軽減を図るとともに公的財源の確保を図り、低所得の負担軽減に努められた予算編成となっていると思います。また、一般会計からの正規の繰り入れを行い、国保事業の財源確保に努めていることがうかがえるものであります。

歳出につきましては、ふえ続ける医療費に対応できるよう保険給付費に23億7,892万2,000円を計上し、全体の68.5%の確保を図り、国保加入者が安心して医療が受けられるような予算編成に努めていることが歳出全体から読み取れます。本年度の国保特別会計は、景気低迷による国保加入者の推移等を踏まえて医療費等の支払いが円滑にできるよう財源の確保を図り、中高年参加型健康づくり事業やスポーツ体力増進事業などを保健事業に取り入れた予算編成となっております。

以上の理由から平成19年度一般会計予算及び国民健康保険事業特別会計予算について、原案どおり賛成いたしますので、同僚議員の皆様の賛同のほどをよろしく願いいたします。

○議長（伊藤一男君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） これをもって討論を終結いたします。

ただいま議案第18号から議案第23号までの審査結果について委員長の報告がありました。委員長報告は、いずれも原案可決であります。

これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第18号平成19年度柴田町一般会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第19号平成19年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第20号平成19年度柴田町老人保健特別会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第21号平成19年度柴田町公共下水道事業特別会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第22号平成19年度柴田町介護保険特別会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第23号平成19年度柴田町水道事業会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

日程第3 議案第24号 平成18年度柴田町一般会計補正予算

日程第4 議案第25号 平成18年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

日程第5 議案第26号 平成18年度柴田町介護保険特別会計補正予算

○議長（伊藤一男君） 日程第3、議案第24号平成18年度柴田町一般会計補正予算、日程第4、議案第25号平成18年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算、日程第5、議案第26号平成18年度柴田町介護保険特別会計補正予算、以上3カ件を関連がありますので一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第24号平成18年度柴田町一般会計補正予算、議案第25号平成18年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算、議案第26号平成18年度柴田町介護保険特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

議案第24号及び議案第25号の補正は後期高齢者医療制度創設準備事業の経費について、地方自治法第 213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用するための繰越明許費の設定をするものでございます。

また、議案第26号の補正は後期高齢者医療制度改正に伴うシステム改修事業の経費について地方自治法第 213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用するための繰越明許費の設定をするものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（村上正広君） それでは一括議題となりました議案第24号並びに議案第25号及び議案第26号の詳細説明を申し上げます。

本議案 3 件すべて後期高齢者医療制度創設に伴うものでございます。今回の医療制度改革改正に伴いまして老人保健法の一部改正が行われ高齢者の医療について国民の共同連帯の理念等に基づきまして後期高齢者に対する適切な医療の給付を行うため平成20年 4 月から75歳以上を対象とする新たな高齢者医療制度の創設が規定されました。このことによりまして、その保険料の賦課徴収事務及び給付事務等が平成20年 4 月からスムーズに行えるようにシステム改修事業を行うためのものでございます。

この後期高齢者医療制度創設に伴うシステム改修事業につきまして今議会議案第12号の平成18年度一般会計補正予算、それから議案第13号の平成18年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算、議案第16号の平成18年度介護保険特別会計補正予算で計上させていただきましたとおり国の18年度補正予算にて事業補助が措置されたことによりますものでございます。現実的に年度内の事業完了は不可能でありますので、その性質上年度内に支出を終わらない見込みであるものとして19年度にすべて繰り越すものでございます。

それでは追加議案書 1 ページをお願いいたします。

議案第24号、平成18年度柴田町一般会計補正予算でございます。

第1条繰越明許費、地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、第1表繰越明許費によるということでございます。

2ページをお願いします。

2ページでございますが、款3民生費、項1社会福祉費、事業名でございます。後期高齢者医療制度改正に伴うシステム改修事業、金額が1,056万3,000円となります。

この事業内容は保険税賦課徴収にかかわる住基情報等の共有システム、税情報のシステムの改修事業にかかる経費となります。

次に、議案第25号平成18年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算、第1条でございます。繰越明許費、地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、第1表繰越明許費によるというものです。

4ページになります。款1総務費、項1総務管理費、事業名でございますが、後期高齢者医療制度改正に伴うシステム改修事業でございます。金額でございます。1,470万円となります。この事業内容につきましても、国保保険者システム改修事業にかかる経費となります。

次に議案第26号平成18年度柴田町介護保険特別会計補正予算でございます。

第1条同じく繰越明許費、地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は第1表繰越明許費による。

6ページをお願いします。款1総務費項1総務管理費、事業名、後期高齢者医療制度改正に伴うシステム改修事業でございます。金額につきましては190万円となります。内容につきましては、介護システム改修事業にかかる経費となります。

以上でございます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑は一括といたします。

なお、質疑に当たっては、議案名を示して行ってください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号平成18年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第25号平成18年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第26号平成18年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議発第1号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤一男君） 日程第6、議発第1号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。17番杉本五郎君の登壇を許します。

〔17番 杉本五郎君 登壇〕

○17番（杉本五郎君） 17番杉本五郎であります。ただいま議題となっております議発第1号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の改正は本町議会議員にかかわる外国旅行の旅費に関し、時代に即したものとなるよう国家公務員の基準及び宮城県の条例に沿った形で見直しを行った過日の本議会での議案第8号の柴田町長等の給与及び旅費支給条例の修正可決されたのに伴い、これにあわせて改正するものであります。

改正の主なものは平成19年4月1日より本条例において外国旅行の旅費を規定している別表第2、第1号の表に規定する日当、宿泊料の欄に旅行先による区分を新たに設け、同表のそれぞれの額を改正するとともに同第2号の表に規定する支度料の欄を削除し、死亡手当の減額などを行うものであります。

同僚議員のご賛同をお願いするものであります。終わります。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議発第1号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 意見書案第1号 日豪E P A（経済連携協定）交渉に関する意見書

○議長（伊藤一男君） 日程第7、意見書案第1号日豪E P A（経済連携協定）交渉に関する意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。19番大沼喜昭君の登壇を許します。

〔19番 大沼喜昭君 登壇〕

○19番（大沼喜昭君） 19番大沼喜昭であります。ただいま議題となっております意見書案第1号日豪E P A（経済連携協定）交渉に関する意見書についての趣旨説明をいたします。説明は意見書案を朗読によって読みかえさせていただきます。

なお、（ ）、「 」については省略させていただきます。

日豪E P A（経済連携協定）交渉に関する意見書（案）

わが国政府は、昨年12月12日の日豪首脳電話会談において、E P A（経済連携協定）交渉の開始に合意しました。

現在、わが国と豪州の貿易では、わが国の農産物輸入に占める米・麦・牛肉・乳製品等の重要品目の割合が高く、E P A交渉の進展いかんでは、わが国農業と国民食料に甚大な影響を及ぼし、食料自給率や農業関連産業・地域経済にも計り知れない打撃を与えます。

また、わが国は、W T O農業交渉において、重要品目の例外扱いや食料の安全保障を含む農業の多面的機能の重要性を主張しており、例外なき自由化を主張する豪州とのE P A交渉においても、これまでのわが国の主張を断固堅持することが重要であります。

一方、昨年末に内閣府が行った「食料の供給に関する特別世論調査」では7割を超える方が現在の食料自給率は低いと認識しており、8割近い方が将来の食料供給に不安を感じています。

このような状況のなか、先般は衆・参議院農林水産委員会等において、日豪EPA交渉における政府の毅然とした対応を求める趣旨の決議が採択されました。

よって、国会及び政府におかれましては、この交渉における左記の事項の確保に向け、断固とした措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

一 重要品目に対する例外措置の確保

わが国農業は、戦後農政の大転換を決定し、平成19年度からの実施に向けて、担い手育成や構造改革の取り組みに懸命に努力しているところである。このようななかで、わが国にとって、米・麦・牛肉・乳製品等の重要品目の関税撤廃を行うことは、農業者の改革への努力を無にし、食料自給率の向上どころかわが国農業を崩壊させることにつながるものであることから、本交渉においてこれらの品目を除外する等の例外措置を確保すること。

二 WTO農業交渉に対するわが国の主張に基づいた対応の確保

これまでわが国は、「農業の多面的機能の発揮」と「多様な農業の共存」等の観点から、十分な数の重要品目の確保とその柔軟な取り扱い、また上限関税の絶対阻止を主張し続けている。

このため、豪州とのEPA交渉において、WTO農業交渉における従来からの主張から譲歩すれば、これまで一致団結して戦ってきたG10各国への背信行為となるとともに、これまでの交渉の努力が水泡に帰すこととなる。

また、米国やカナダを含むその他の国々からも同様の措置を求められることにつながりかねないことから、WTO農業交渉における主張に基づいた整合性のある適切な内容が確保されるよう交渉すること。

三 交渉いかんによっては交渉を中断する等の厳しい判断を持って交渉に臨むこと

豪州とのEPA交渉にあたっては、期限を定めず粘り強く交渉するとともに、豪州側がわが国の重要品目の柔軟性について十分配慮しない場合は、交渉の継続について中断も含め厳しい判断を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年3月16日

宮城県柴田町議会

提出先

内閣総理大臣 殿
内閣官房長官 殿
外務大臣 殿
財務大臣 殿
農林水産大臣 殿
経済産業大臣 殿
衆議院議長 殿
参議院議長 殿

以上、読み上げて説明とさせていただきます。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げて終わりいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第1号日豪EPA（経済連携協定）交渉に関する意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

日程第8 意見書案第2号 療養病床の廃止・削減計画の中止を求める意見書

○議長（伊藤一男君） 日程第8、意見書案第2号療養病床の廃止・削減計画の中止を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。1番広沢 真君の登壇を許します。

〔1番 広沢 真君 登壇〕

○1番（広沢 真君） 1番広沢 真であります。ただいま議題となっております意見書案第2号療養病床の廃止・削減計画の中止を求める意見書についての趣旨説明をいたします。朗読によってかえさせていただきます。

療養病床の廃止・削減計画の中止を求める意見書（案）

昨年6月の通常国会において「医療制度改革関連法」が成立した。

これにより、今後6年間で現在38万床ある療養病床のうち23万床（6割）が廃止・削減されることになった。この計画を宮城県に単純に当てはめると、4月1日現在で3,887床あった療養病床が、6年後には、わずか1,555床程度となる。

昨年10月からは、医療療養病床に入院する70歳以上の患者のうち、医療の必要度が低いと見なされる患者の食費・居住費が保険給付から外されることになった。該当の入院患者は、大幅な負担増を強いられることによって入院継続が困難になり、今後やむなく退院する方が多数出かねない事態が進行している。また、昨年7月1日からは削減計画を先取りする（経済誘導する）形で、療養病床の入院基本料が大幅に削減され、特に入院患者の5割を占めるといわれる、厚生労働省がいうところの「医療の必要度が低い」とされる患者の入院基本料が、大幅に引き下げられた。

介護療養病床、老人保健施設、特別養護老人ホームの三施設では待機者が多く、入院（入所）までには数カ月から数年かかるといわれている。特に特別養護老人ホームの待機者は全国で38万人、宮城県では重複申込みを含んだ数ではあるが、2007年2月1日現在で2万4,587人と報告されている。

このままいけば、多くの療養病床をもつ医療機関が経営破綻に追い込まれる一方、どこにも行き場のない、いわゆる「医療難民」「介護難民」が各地であふれることは明らかである。

こうした中で、住民の身近にあって地域医療や介護に重要な役割を担っている中小病院や有床診療所の入院機能をより充実、拡大させることが求められている。

地域住民が、いつでも、どこでも安心して医療や介護を受けられるようにするために、左記の事項を要望する。

記

- 一 療養病床の削減計画を中止すること。
- 二 介護保険事業計画を早急に見直し、医療、介護、福祉制度や施設等の基盤を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年3月16日

宮城県柴田町議会

提出先

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

以上です。同僚議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第2号療養病床の廃止・削減計画の中止を求める意見書の採決を行います。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

日程第9 意見書案第3号 リハビリテーション日数制限の撤廃を求める意見書

○議長（伊藤一男君） 日程第9、意見書案第3号リハビリテーション日数制限の撤廃を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。1番広沢 真君の登壇を許します。

〔1番 広沢 真君 登壇〕

○1番（広沢 真君） 1番広沢 真であります。ただいま議題となっております意見書案第3号リハビリテーション日数制限の撤廃を求める意見書についての趣旨説明をいたします。朗読によってかえさせていただきます。

リハビリテーション日数制限の撤廃を求める意見書（案）

昨年4月の診療報酬改定でリハビリテーションについて、脳血管疾患等は発症・手術または急性増悪から180日以内、運動器疾患は発症・手術または急性増悪から150日以内、呼吸器疾患は治療開始日から90日以内、心大血管疾患は治療開始日から150日以内との算定日数上限が設定された。

しかし、障害や病状には個人差があり、同じ病気でも病状により、リハビリを必要とする期間は異なる。また、リハビリ無しでは、生活機能が落ち、命を落とす患者もいる。障害を負った患者は、日数制限の導入によって生命の質を守ることができず、寝たきりになる人も多い。

厚生労働省は、除外規定があるから問題はないと主張しているが、「状態の改善が期待できる」場合に限られており、維持期リハビリについては、介護保険で対応するものとしている。

しかし、介護のリハビリでは、医師の監視のもとで厳格な機能回復、維持の訓練のプログラムを実施することはできない。

短期間で状態が改善されなくても数年をかけて機能向上する人もおり、リハビリを打ち切られたことにより状態が悪化し、リハビリに戻りたくても受け入れる医療機関がないという状況もすでに生まれている。

個々の患者の必要に応じた十分なりハビリテーションを提供できるように、左記の点について政府は速やかに対応されるよう要望する。

記

一 リハビリテーションの診療報酬上の日数制限を撤廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年3月16日

宮城県柴田町議会

提出先

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

同僚議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第3号リハビリテーション日数制限の撤廃を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

日程第10 意見書案第4号 北朝鮮拉致事件に関する特定失踪者の真相究明を求める意見書

○議長（伊藤一男君） 日程第10、意見書案第4号北朝鮮拉致事件に関する特定失踪者の真相究明を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。13番星 吉郎君の登壇を許します。

〔13番 星 吉郎君 登壇〕

○13番（星 吉郎君） 13番星 吉郎であります。ただいま議題となっております意見書案第4号北朝鮮拉致事件に関する特定失踪者の真相究明を求める意見書について趣旨説明いたします。朗読によってかえさせていただきます。

政府は平成18年9月に拉致問題への戦略的な取り組み、並びに安否不明の拉致被害者に関する真相究明、生存者の即時帰国に向けた施策等の総合的な対策を推進するため、内閣に拉致問題対策本部を設置した。総理を本部長とした拉致問題対策本部には、拉致の疑いが濃厚な特定失踪者の捜査、調査を全力で推進され、情報がわかり次第、順次拉致被害者として認定するなど、拉致問題の早期解決に向けた対応を求めるものである。

政府は、現在17人の拉致被害者を認定しているが、実際にはそれよりはるかに多くの日本人拉致被害者が存在するとされている。

特定失踪者問題調査会によると、拉致の可能性が排除できない失踪者は460人にも及ぶとされており、その間相当な年月が過ぎていることから、両親の方も何人が亡くなり、拉致被害者自身の中にも高齢の方が相当数存在するとしている。

加美町（旧小野田町）出身の早坂勝男さんも地元中学校卒業後上京し、印刷工として働いて

いたが、昭和43年4月、東京都墨田区の下宿先に預金通帳や健康保険証、印鑑を残したまま行方不明になり、以来連絡が途絶えている。

「加美町・特定失踪者を救う会」は、失踪前に「誰かに尾行されている」などと家族に打ち明けていたことから自ら失踪したとは考えられないとし、拉致被害者として認定を求める独自の署名活動を開始したところである。

他国民の拉致は主権の侵害であり人権を踏みにじる悪質な国家犯罪である。

拉致問題の解決を国の責務とし、政府による徹底調査と拉致被害者の帰国実現に最大限の努力を願うものである。

よって、政府に対し左記の事項について強く要望する。

記

- 一 早坂勝男さんをはじめとする特定失踪者の失踪原因の真相究明を早期に実現すること。
- 二 北朝鮮による拉致の可能性が濃厚であると判断できる特定失踪者については、速やかに拉致被害者の認定を行い原状回復を求めること。
- 三 北朝鮮側に対し、すべての拉致被害者の安全を確保し、直ちに帰国させるよう求め、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年3月16日

宮城県柴田町議会

提出先

内閣総理大臣 殿

内閣官房長官・拉致問題担当大臣 殿

外務大臣 殿

国家公安委員会委員長 殿

警察庁長官 殿

内閣総理大臣補佐官（拉致問題担当） 殿

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

同僚議員のご賛同をお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第4号北朝鮮拉致事件に関する特定失踪者の真相究明を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が内閣総理大臣、内閣官房長官・拉致問題担当大臣、外務大臣、国家公安委員会委員長、警察庁長官、内閣総理大臣補佐官、衆議院議長、参議院議長に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

日程第11 決議案第1号 議員定数報酬等調査特別委員会の設置に関する決議

○議長（伊藤一男君） 日程第11、決議案第1号議員定数報酬等調査特別委員会の設置に関する決議を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。12番小丸 淳君の登壇を許します。

〔12番 小丸 淳君 登壇〕

○12番（小丸 淳君） 12番小丸 淳であります。議員定数報酬等調査特別委員会の設置についてご提案いたします。

決議案文の朗読により趣旨説明とさせていただきます。

議員定数報酬等調査特別委員会の設置に関する決議（案）

次のとおり議員定数報酬等調査特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 議員定数報酬等調査特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第110条及び柴田町議会委員会条例第4条
- 3 目 的 柴田町議会の適正な議員の定数、報酬及び政治倫理に関する調査を行う。
- 4 委員の定数 委員 11名
- 5 設置期間 上記の特別委員会は、平成20年2月29日までを期間として、閉会中もなお調査を行うことができる。
- 6 調査項目

議員の定数に関すること。

議員の報酬に関すること。

議員の政治倫理に関すること。

平成19年3月16日

宮城県柴田町議会

以上、原案のとおり可決されますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤一男君） これより質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。小丸 淳君ほか4人から提出されました議員定数報酬等調査特別委員会の設置に関する決議について、議案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。よって、議員定数報酬等調査特別委員会の設置に関する決議は可決されました。

お諮りいたします。

ただいまの決議に基づき、名称・議員定数報酬等調査特別委員会、委員11名。任期は平成20年2月29日までとし、調査項目は議員の定数に関すること、議員の報酬に関すること、議員の政治倫理に関することの内容で、本調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができることとする内容の、議員定数報酬等調査特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。よって、議員定数報酬等調査特別委員会を設置することに決しました。

お諮りいたします。

議員定数報酬等調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、1番広沢 真君、2番有賀光子さん、3番水戸義裕君、7番白内恵美子さん、8番百々喜明君、9番佐藤輝雄君、10番我妻弘国君、11番太田研光君、12番小丸 淳君、13番星 吉郎君、17番杉本五郎君、以上11名を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました11名を議員定数報酬等調査特別委員会委員に選任することに決しました。

ただいま設置されました議員定数報酬等調査特別委員会の正副委員長互選のため休憩いたします。

委員の方は委員会室にご参集ください。

本会議の再開は特別委員会が終了次第、お知らせいたします。

休憩いたします。

午前 11時02分 休 憩

午前 11時11分 再 開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

議員定数報酬等調査特別委員会の正副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。

委員長には9番佐藤輝雄君、副委員長には11番太田研光君が選任されました。

日程第12 平成18年第3回定例会時設置 財政再建調査特別委員会調査報告

○議長（伊藤一男君） 日程第12、平成18年第3回定例会時設置 財政再建調査特別委員会調査報告を議題といたします。

本町の財政再建に関する調査について本特別委員会に付託しておりましたので、委員長から調査結果の報告を求めます。佐藤輝雄委員長、登壇を許します。

〔特別委員長 登壇〕

○財政再建調査特別委員長（佐藤輝雄君） 財政再建調査特別委員会委員長の佐藤輝雄です。

平成18年第3回定例会において本委員会に付託されました本町の財政再建に関することの調査結果について特別委員会調査報告をいたします。

初めに調査の経過について報告いたします。

財政再建調査特別委員会は平成18年9月21日に設置されて以来、延べ15回の会議を開催いたしました。調査は、総務課財政再建対策担当から財政再建プラン47項目について具体的な説明を受けて行いました。また、平成18年10月から11月にかけて開催された町主催の財政再建対策町民懇談会に本委員会の委員も出席し、町民からの意見を直接聴取して調査の参考といたしま

した。

なお、財政再建プランの中には平成19年度にプラン実施を予定し、平成18年12月に条例改正を行う項目や当初予算編成にかかわる項目がありましたので、調査は平成19年度実施予定分と平成20年度以降実施予定分に分けて行いました。

先に調査いたしました平成19年度実施予定分の財政再建プランについては、平成18年柴田町議会第4回定例会で中間報告を行いました。今般、平成20年度以降実施予定分の調査も含めすべての調査が終了しましたので、その調査結果を報告するものであります。

続いて、調査結果の報告をいたします。配付しています財政再建調査特別委員会調査報告書により報告します。報告書の2ページからになりますが、2ページから7ページまでは中間報告で既に報告していますので割愛させていただき、8ページからの財政再建プラン平成20年度以降実施予定分の調査結果を報告いたします。

1、人件費の抑制。整理 1 行政区長業務及び報酬の見直し。調査結果は財政再建プランの方向で取り組むこと。ただし、行政区長、住民から幅広く意見を聞いて進めていくこと。また、他市町村の状況を参考にすること。

整理 5 職員定数の適正化。職員勧奨退職制度による早期退職。調査結果は財政再建プランの方向で取り組むこと。ただし、嘱託職員や臨時職員の雇用を含め人事政策を明確にすること。

整理 6 交通指導隊・防犯実動隊機構再編と報酬の見直し。調査結果は財政再建プランの方向で取り組むこと。ただし、両機構の再編は実施予定時期を早めて行うこと。また、条例制定は住民自治にもかかわることなので幅広く意見を聞いて行うこと。

2、事務事業の整理合理化。整理 10 槻木事務所の見直し。現施設の廃止と槻木生涯学習センターへの機能移設。調査結果は財政再建プランの方向で取り組むこと。ただし、槻木地区住民に行政への不信感を募らせないよう住民、利用者の意見を聞いて進めていくこと。

整理 11 戸籍の電算化。調査結果は財政再建プランの方向で取り組むこと。

整理 13 幼児保育型児童館の廃止と幼稚園化。調査結果は財政再建プランの方向で取り組むこと。ただし私立幼稚園、公立幼稚園、保育所、児童館で十分な話し合いを行い、町の今後の子育て支援の方向を明確にして取り組むこと。また、保育ママ制度、ファミリーサポートセンターについても具体的に検討すること。

整理 15 農業委員会の見直し。調査結果は財政再建プランの方向で取り組むこと。

整理 19 西住公民館、船迫公民館、改善センター、体育館、野球場等の管理委託。調査結果は財政再建プランの方向で取り組むこと。ただし、西住公民館、船迫公民館、農村環境改善セ

ンターの指定管理者制度導入では地域住民の意見を十分に聞いて行うこと。また、体育館、野球場等の指定管理者制度導入では柴田町体育協会をNPO法人に育成して指定管理者にすることも検討すること。

整理 21車庫業務、車両台数、管理事務の見直し。調査結果は財政再建プランの方向で取り組むこと。ただし、公用車管理は速やかに集中管理へ移行していくこと。

整理 22行政機構・職制度の改善・事務経費の縮減等。調査結果は財政再建プランの方向で取り組むこと。

3、負担金・補助金の見直し。整理 23行政区への補助を統合して交付。（仮称）地域総合補助制度。調査結果は財政再建プランの方向で取り組むこと。ただし、（仮称）地域総合補助制度は町の地域づくりの方針、担当部署、年次計画を明確にし、実施予定年度の平成22年度を待たずに実施していくこと。

整理 24防犯灯・街路灯整備。整備手法の変更。調査結果は財政再建プランの方向で取り組むこと。

整理 25営農事務・事業。JAへの業務移管。調査結果は財政再建プランの方向で取り組むこと。

4、繰出金の抑制。この項目の平成20年度以降実施予定分はありませんでした。

5、税収の確保。整理 35地籍調査事業、地籍調査面積の課税反映。調査結果は財政再建プランの方向で取り組むこと。

6、使用料・手数料の見直し。整理 37ごみ処理の有料化。調査結果は財政再建プランの方向で取り組むこと。ただし、ごみ処理の有料化については（仮称）仙南クリーンセンター整備計画との整合性を十分に考慮して行うこと。

7、その他の財源対策（町有財産の活用等）。整理 43集会所の地区払い下げ、集会所建設の補助金化。調査結果は財政再建プランの方向で取り組むこと。ただし、集会所の統廃合も含め行政区長と十分な話し合いをしていくこと。

整理 44土地等遊休資産の売却。調査結果は財政再建プランの方向で取り組むこと。ただし、農村環境改善センターの遊休地や太陽の村フラワーセンター跡地については、町民のための利用方法を検討すること。

次に12ページ、委員会からの財政再建策提案ですが、これは町の財政再建プラン47項目以外で本委員会からの財政再建策を提案したものです。提案は3項目ありました。

提案 各種徴収金の滞納を解消し収入確保を図るために、滞納徴収においては数値目標を

設定して徴収に努め、その徴収結果に対しては厳密に総括し、徴収率向上に向けて常に改善していくこと。また、滞納徴収の専門職員として嘱託職員の採用なども含め、徴収体制の強化を図ること。

提案 北船岡町営住宅建替事業の抜本的な見直しを行い、早い時期にその方向性を示していくことが必要で、その中においては事業の中止、建設予定地の土地売却も検討すること。また、これにあわせて二本松町営住宅等の改築も検討すること。

提案 一般競争入札を実施していくこと。

以上です。

最後に13ページの「おわりに」ですが、これは今後財政再建プランを実施するに当たっての意見を記述しました。

財政再建プラン47項目の実施に当たっては、実施してもまだ予断の許さない今後の財政見通しであることにかんがみ、財政再建プランの目標、年次計画、担当部署を明確にし、確実に実施していく必要があるものと考えます。また、プランの前倒し実施も視野に入れて取り組んでいくことや、住民、関係者等の意見を十分に聞いてプランを実施することも必要であると考えます。

一方、議会においてもプランの進捗状況等について各常任委員会が随時チェックを行い、プランの確実な実施につなげていくことが必要です。今後、町、議会、町民が情報を共有し、一体となってこの財政再建を進めていくことができるよう、町民や議会に対し年1回の状況報告を要望します。

最後に、財政再建を着実に推進していくことは町の健全な行財政運営や行政サービス向上につながり、現在山積している町民生活の不満や町の課題などが一日も早く解決できるものと考えられます。強いリーダーシップのもとに確実な財政再建プランの実施をお願いします。

以上をもって、財政再建調査特別委員会調査報告といたします。

○議長（伊藤一男君） これより委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求

めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本件は委員長報告どおり決しました。

日程第13 平成18年第4回定例会時 文教厚生常任委員会付託

請願第1号 障害者自立支援法に関する請願

○議長（伊藤一男君） 日程第13、平成18年第4回定例会時 文教厚生常任委員会付託、請願第1号障害者自立支援法に関する請願を議題といたします。

本件について、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。加茂紀代子委員長、登壇を許します。

〔文教厚生委員長 登壇〕

○文教厚生常任委員長（加茂紀代子君） 委員長報告をいたします。平成18年第4回定例会（12月15日）本会議において文教厚生常任委員会に付託されました請願第1号障害者自立支援法に関する請願の調査結果について報告いたします。

平成19年1月30日委員会を開催し、審査いたしました。委員会は執行部の説明を徴取するなど慎重に審査した結果、下記の理由により採択すべきものと決しました。

記

障害者自立支援法が地域移行の推進や就労支援の強化など、障害者が地域で普通に暮らせる社会の構築を目指すとして制定、平成13年10月に本格的に施行された。これにより障害者のサービス利用に対する負担が応能から原則1割定率負担とする応益へと変更され、また事業者側にしても報酬が日払いとなったこと等により財政的に大変厳しい経営環境となっている。

当該請願は、施設・居宅サービス等の利用者負担の軽減、施設の収入減に対する補てん、小規模作業所の法内事業所移行や施設入所者が地域社会へ安心して移行できるような配慮及び地域活動支援センターへの財源措置を「緊急を要する激変緩和策」として取り組んでほしいというものである。

本町議会としては、このような現状を踏まえ、制度の見直しを早急に実施してほしいとする意見書を平成18年第4回定例会に可決し、国等に送付したところである。障害者が安心して生活できる環境の整備を図るには、サービスの確保・充実や事業者の経営基盤の強化等は不可避であり、当委員会としては激変緩和対策はぜひとも必要との結論に達し、採択すべきものと決しました。

なお、当該請願が請願者から議会に提出後、国では3年後の制度見直しまでの措置として利用者負担のさらなる軽減や事業者に対する激変緩和措置、新法への移行等のための緊急的な経過措置を実施することになり、また、本町においても障害児施設及び地域生活支援事業を除く障害福祉サービス利用者全員を対象として、仙南2市6町と協調して平成18年度から3年間にわたり負担額の軽減に取り組むことしていることから、町としては当面、これらの施策を実施するものとし、今後、障害者や事業者を取り巻く環境の変化やニーズを的確に把握するとともに施策の継続的整備・充実を図ることを要望いたします。

以上、報告いたします。

文教厚生常任委員会委員長 加 茂 紀代子

訂正させていただきます。

記の3行目、「平成18年10月」を「平成13年10月」と読んでしまいました。訂正させていただきます。以上です。

○議長（伊藤一男君） これより委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより、請願第1号障害者自立支援法に関する請願の採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。この請願は委員長報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、請願は委員長報告どおり採択することに決しました。

-
- 日程第14 陳情第1号 後期高齢者医療制度の創設に当たり高齢者の確実な医療保障を求めることに関する陳情
陳情第2号 消費税率引き上げに反対する意見書の提出を求める陳情
陳情第3号 「安心・安全」な公共サービスの確立と充実を求める陳情
陳情第4号 国の療養病床の廃止・削減計画の中止の意見書採択等を求

める陳情

陳情第5号 リハビリテーション日数制限の撤廃を求める陳情

○議長（伊藤一男君） 日程第14、陳情に入ります。

今期定例会において本日までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

報告のみの取り扱いといたします。

これで本定例会の会議に付された事件は全部終了いたしました。

これで会議を閉じますが、閉会前に町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 閉会に当たり、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

今回の定例議会は新議長のもと、議会改革の一環である一問一答方式による一般質問が行われました。これまでとはまた異なる大変活気のある議論が展開されたのではないかと考えております。今議会に付議されました報告5件、条例案件9件、18年度補正予算、19年度当初予算関連を含め合計31件にわたり真摯にご議論、ご審議をいただき、うち条例案件1件の修正が行われましたが、残る案件はすべて可決をいただきました。感謝申し上げます。

地方分権一括法の制定により地方行政や地方議会の権限も守備範囲も広くなり、地方の政治はますます重要になってきております。本会議場が議論の場となり、住民に公開された中で議会の意思が議案に反映されていくことは、これからの議会改革や自治体改革の中で当然あるべき姿ではないかというふうに考えております。

そういった意味で今回の修正案は時代の趨勢をかんがみ、お互いの立場を理解した中での議決であり、議会改革へ大きく踏み出した今定例会での一里塚となった成果ではないかというふうに考えております。

平成19年度は財政再建プランがいよいよスタートいたします。住民にも職員にも大きな痛みをお願いしての改革でございます。職員と心を一つにして取り組んでまいります。今後の見通しにつきましては、税源移譲に伴う住民税の増高、地方税の増収に伴う地方交付税の減額がどの程度になるのか、7月に決定されるというふうに考えております。この時点で今後の柴田町の税収と地方交付税の額が平年化されますので、将来の経営計画を正確に立てることができるようになるというふうに考えております。その時点で改めて今議会で話題になりました教育費予算の問題や乳幼児医療、児童クラブの延長保育の問題、つなぎの図書館の問題、今後のハー

ド事業の優先順位、例えば北船岡町営住宅の建て替えの問題、船岡中学校体育館の建て替えの問題、幹線道路の整備の問題、工場等の造成の投資に対する問題、こういった問題を議論してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

今回、一般質問を初め各議案のご審議をいただく中でのご提言やご意見を真摯に受けとめ、今後の行政運営に生かすための専門監制度を見直して新たに税収収納対策監、公共工事管理監、危機管理監、長寿社会対策監、産業活性化専門監を置くこととしております。

柴田町の財政は大変厳しい局面を強いられますが、おかげさまで3月18日には新船岡保育所の見学会を行いますし、3月24日には桜まつりのおもてなし作戦として住民との協働による清掃活動と植栽活動を実施いたします。4月1日9時には地域の子供たちや住民との手作りの新栄通線の開通式を行います。暗い話題ばかりではなくて新しい話題もあることを町民にお知らせしてまいります。

最後になりますが、これから春本番を迎え、議員各位におかれましては何かと多忙な季節となりますが、どうか健康には十分留意されまして今後ますますご活躍されることをお祈りいたしまして定例会の閉会に当たり御礼のごあいさつとさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（伊藤一男君） 以上をもって、平成19年柴田町議会第1回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時38分 閉会
